○財務省告示第二百六十八号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量並びに平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十一万六千三百五十四トン

二　冷凍牛肉　十四万五千十六トン

2　平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　六万三千二百九十トン

二　冷凍牛肉　六万三千四百四十トン

○財務省告示第二百六十九号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

○厚生労働省告示第三百十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一　（略） 二　削除	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一　（略） 二　経カテーテル大動脈弁植込み術　弁尖（せん）の硬化変性に起因する重度大動脈弁狭窄（さく）症（慢性維持透析を行っている患者に係るものに限る。）
三～三十八　（略） 三十九　削除	三～三十八　（略） 三十九　上肢カッティングガイド及び上肢カスタムメイドプレートを用いた上肢骨変形矯正術　骨端線障害若しくは先天奇形に起因する上肢骨（長管骨に限る。以下この号において同じ。）の変形又は上肢骨の変形治癒骨折（一上肢に二以上の骨変形を有する者に係るものを除く。）
四十～七十八　（略） 七十九　自家骨髄単核球移植による下肢血管再生治療　バージャー病（従来の治療法に抵抗性を有するものであって、フォンタン分類Ⅲ度又はⅣ度のものに限る。）	四十～七十八　（略） （新設）

○財務省告示第二百七十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　三十四万三千五百八十九トン

二　生きている豚及び豚肉等　三十四万三千六百十二トン

○財務省告示第二百七十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第二十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年九月二十九日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　五万二千二百三十三トン

二　冷凍牛肉　七万八千六百九十一トン

○厚生労働省告示第三百十三号

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)の規定に基づき、雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ(2)に規定する厚生労働大臣が定める研修（平成二十七年厚生労働省告示第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

第二条の表特定非営利活動法人全国就業支援ネットワークの項中「平成二十九年九月三十日まで」を「平成三十二年九月三十日まで」に、「第1号職場適応援助者（ジョブパートナー）養成研修」を「訪問型職場適応援助者養成研修」に改める。

○厚生労働省告示第三百十四号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき、医療法施行規則第五十七条の二第一項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種を次のように定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年九月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第五十七条の二第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める予防接種は、次に掲げるものとする。

一　麻しんに係る予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第二条第六項に規定する定期の予防接種等（以下「定期の予防接種等」という。）を除く。）

二　風しんに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）

三　インフルエンザに係る予防接種（定期の予防接種等を除く。）

四　おたふくかぜに係る予防接種

五　ロタウイルス感染症に係る予防接種

○厚生労働省告示第三百十五号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十九年九月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

一　けし耕作者

栽培区域　栽培面積

岡山県美作市　二・〇〇アール